

大阪市における学童保育のゆたかな発展を求める陳情署名

大阪市議会議長 様

201 年 月 日

住所
団体名
代表者名

他 名

陳 情 趣 旨

2015 年、放課後児童健全育成事業（留守家庭児童対策事業）は、「児童福祉法」に加え、新たに「子ども子育て支援法」に基づく事業として、子ども子育て支援新制度が始まり、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（平成 26 年厚生労働省令第 63 号）が公布されました。

大阪市においても「大阪市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」（平成 26 年 9 月 22 日条例第 102 号）が定められ、平成 30 年の国において「従うべき基準の参酌化」議論が起きた際には大阪市議会として「放課後児童健全育成事業の質の確保を求める意見書」（平成 31 年 2 月 22 日）を全会派一致で採択しました。近年、放課後児童健全育成事業の利用児童数と施設数が増加している中で、社会や地域から子育て支援施設としての役割をますます求められています。

一方で、国の基準に比べて、「障がい児支援に必要な支援員の配置」「継続的な職員の確保」「施設の耐震及び防災対策」「待機児童を解消できる施設スペースと施設数の確保」など、まだまだ不十分な点があります。

大阪市におかれましても、保護者の働きながらの子育て支援と子どもたちに安心・安全な保育を実現していく為に、下記の項目について、陳情します。

陳情項目

1. 放課後児童健全育成事業（留守家庭児童対策事業）を国の基準に合わせた事業内容にしてください。

氏 名	住 所

この署名用紙は厳重に保管し、集計後に大阪市議会へ提出します。大阪市議会の陳情以外の目的に個人情報を使用されることはありません。

“秋の大運動” 大阪市実行委員会 【大阪市学童保育連絡協議会/大阪市学童保育指導員労働組合】

〒542-0012 大阪市中央区谷町 7 丁目 2-2-202 [TEL:06-6763-4381](tel:06-6763-4381) FAX:06-6763-3593